

新監査公表第3号

平成20年度包括外部監査の結果に基づく措置状況について、平成21年9月17日付け新監査第384号で新潟市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

平成21年10月27日

新潟市監査委員 小原克己  
 同 山崎隆夫  
 同 永井武弘  
 同 目崎良治

平成20年度包括外部監査

「新潟市が、市民から税や使用料等を徴収する際や市民への補助金やサービスの提供を行う際に基準となる市民の所得状況や資産保有状況に関する情報の収集・管理を適正に行っているか。」

指摘事項に対応したもの

頁	監査対象	監査結果の概要	結果に対する措置
78	財務部 税制課 資産税課	<p>第三部 外部監査結果による指摘事項</p> <p>A 課税部門に係る指摘事項</p> <p>A-1 課税部門に係る総論的指摘事項</p> <p>1 課税対象の把握</p> <p>課税対象、特に事業を行っている者の把握は、納税者側からの申告を待つ形となっている。これでは、法人の本店の場合は登記情報をベースに網羅的に把握できるものの、支店や個人事業に関しては十分な課税対象の把握ができていないおそれがある。従って、今後は、従来の「待ちの姿勢」を改め、市が積極的に情報収集に努めて把握もれとなっていた無申告事業者に対して申告を促す方策を検討すべきである。</p> <p>また、資産税課は、現在、保健所や建築行政課が持つデータを利用しているが、同じデータを税制課も利用していることから、共同でチェックすること、他の部局からのデータの問い合わせについてのルールを明確化するなど効率的かつ課税の公平に資する運営となるように検討すべきである。</p>	<p>平成20年11月より、法人が税務署へ提出する申告書を毎月閲覧し、未申告者の把握に努めていますが、法人の支店や個人事業に関しては、課税対象を把握するための情報収集が難しいといった現状にあることから、市内部の法人に係る部署との連携、申告書の閲覧及びインターネット等の活用とともに、市以外の他の行政機関からの情報入手など情報収集が可能かどうか調査し、必要に応じて関係機関と協議するなど、より多くの情報収集に努めてまいります。</p> <p>税制課においては、保健所や建築行政課からのデータは、情報項目や処理時期が資産税課と異なることから、独自での調査を行います。</p> <p>資産税課においては、法人については税制課で収集したデータを利用し、税制課で必要としない個人の情報や看板の設置情報などについて、保健所や建築行政課のデータを利用し課税対象の把握を行っています。</p> <p>また、税制課と資産税課との共通する部分については、効率的かつ課税の</p>



81	財務部 資産税課	<p>具体的には、採用時点で、税務部門の専門職員ということで一定の条件のもとに雇用し、特定の職員に対して集中的・累積的に固定資産の評価及び税務調査に関する専門的かつ高レベルな研修を実施することを通じて、税務スペシャリストとして税務専門職員を養成する。</p> <p>こうした専門職員の処遇については、一定数の税務専門家としての職員の数を確保した上で、一旦他部署へ異動になっても定期的に専門職に戻ってくるという人事ローテーションシステムを構築する。さらにはこうした専門職員のうち優秀な職員については、将来、資産税課長へのポストの道も開くなどの処遇面での配慮も行う必要がある。</p> <p>第3 固定資産評価とりわけ家屋評価については新潟県庁及び他の市町村との連携を強化すべきである。</p> <p>2 指摘事項</p> <p>同じ納税者の同じ仕様の家屋の場合には、市町村の別を問わず同じような評価となるためには、評価情報を他市町村及び他県との間で経常的に交換するシステムの確立が必要である。</p> <p>土地に関しては、きめ細かい対策が取られている。</p> <p>その一方、家屋に関しては、「総務省との意見交換会」への出席等により情報交換や連携に限られるなど、他市町村、他県との連携が十分でないと考えられる。</p> <p>新潟県庁においても、県が担当する固定資産評価のため及び不動産税の課税のため、固定資産評価システムが構築されていることから、新潟県との評価情報の共有化を進めるべきであると考えられる。</p> <p>また、複数の市町村にまたがって事業展開している企業の事業用資産の家屋評価については、県に評価を委ねるなど、県との評価分担の見直しを行うことにより、業務の軽減と家屋評価の県内市町村間の均衡をはかる措置を講じるべきである。</p>	<p>以降のできるだけ早い時期に設置する予定としており、その設置と併せて、高度化・複雑化する住民ニーズに対して柔軟に対応するため、職員の総合性と専門性を両立させていく必要があることから、今後は、業務知識の集積や人材育成等の観点から、固定資產業務などの税務部門の職員をはじめとした専門職員の養成について、研究や情報収集に努めてまいります。</p> <p>家屋評価については、総務大臣が告示する評価基準に基づき各市町村で実施しているため、各市町村における地域事情（家屋の実態・構造等から補正等することができることとなっている）がなければ評価の格差は生じていないと考えます。</p> <p>家屋評価や事務制度に関する事項について、新潟県・指定都市市長会・県下20市・全国地方税務協議会等が主催する会議・研修・意見交換会などに積極的に参加し情報交換を行っており、ケースによっては県と同行し家屋評価を行うなどしていることから連携は図られていると考えておりますが、今後もあらゆる機会を利用し、県及び他市町村との連携を強化してまいります。</p> <p>新潟市内の物件の評価情報については、相互で価格通知により、県との情報の共有化を行っております。</p> <p>評価分担の基準は政令市移行前に県と新潟市で協議し決定したものです。評価分担の見直しについては、今後、県と協議してまいります。</p>
----	-------------	---	---

82	財務部 資産税課	<p>第4 固定資産税の過年度分更正を実施できる体制を整えるべきである。</p> <p>1 現状の問題点 過年度の課税漏れ分についての追徴課税は行われていない。</p> <p>3 対応策 対応策として考えられるのは、 固定資産評価の効率化・迅速化により、資産評価の見直しが固定資産課税台帳に反映される間隔を短くすること、及び 専門職員の養成と専門組織の整備による税務執行体制の強化である。 (上記 に関して) 固定資産評価の効率化・迅速化のためには考えられるのは、アウトソーシングの活用である。 民間への委託をさらに進めて、現地確認調査についても、民間業者に委託することで短期間に実施する方策を検討してみてもどうか。質問検査権を使わない範囲での実態確認調査程度の現地調査に民間業者を使うだけで、かなりの迅速化につながるのではないだろうか。 (上記 に関して) 税務執行体制の弱さに対しては、税務調査による賦課や滞納税の徴収等の税務行政を専門に担当する部署を新たに設置することを検討してみてもどうか。</p>	<p>税務行政の組織強化を図るため税務専門組織（市税事務所）を平成 22 年度以降のできるだけ早い時期に設置する予定としており、過年度分更正が実施できる組織体制と併せて評価の見直しが課税台帳に反映される間隔を短くするための方策について検討してまいります。</p>
84	財務部 資産税課	<p>第5 固定資産評価結果についての縦覧制度、不服申立制度についての市民への周知活動を通じ、利用実績の向上をはかるべきである。</p> <p>1 現状の問題点 縦覧制度が課税の公平の観点から評価・賦課の誤り等を発見する手段として設けられていることが市民に周知されているとは思われない。</p> <p>2 制度の周知の必要性 固定資産評価結果についての縦覧制度、不服申立制度に関する納税義務者への周知が必要である。 固定資産の状況は多種多様であり、評価や特例の適用誤りのある可能性は少なからずある。 納税者自身も価格が適正であるかどうかの確認をする制度があること及びその</p>	<p>制度の周知については、市報、市ホームページ、市税のしおり等を通じて行っているところですが、より制度を知っていただくための周知方法や記載内容について検討を行い、平成 22 年度から対応を図ってまいります。</p>



	<p>財務部 税制課</p>	<p>者とそうでない者との間の課税の公平上問題があることから、法に従った対応をすべきである。</p> <p>必要があれば、虚偽申告の内容に応じてゼロに近い金額から20万円まで罰金の金額を具体的に条例化するなど基準を明確にしたうえで、適正な執行を行うべきである。</p> <p>A - 3 住民税に関する指摘事項 第1 個人市民税に関する所得情報の把握についての指摘事項</p> <p>1 特別徴収義務者としての新規設立法人に関する情報収集体制について、特別徴収の対象となる新設法人に関しては、設立の届け出がないケースも想定されるが、諸税係と協力して捕捉に努めるべきである。</p> <p>2 書類上の整合性のチェック体制はできているが、意図的に義務をのがれようとする者に対する課税の公平の観点からの現地調査などの牽制機能の構築が必要であろう。</p> <p>第2 法人住民税に関して、申告書の提出及び納税を行っていない会社について、申告書の提出と納税を行うよう督促を行うべきである。</p> <p>法人市民税に関して、申告書を送付したが、申告書の提出及び納税を失念している会社については、申告書を提出するようにとの督促は行っていないとのことであるが、督促して申告書の提出及び納税を求めるべきである。</p> <p>第3 法人住民税の適正な課税のため、法人の新規設立等のデータ把握方法の多様化を図るべきである。</p> <p>法人住民税の適正な課税にあたり、もっとも困難な点が、市内に新規に設立された法人や新規に開設された事業所についての情報をいかに的確に収集するかということである。</p> <p>保健所の理美容・飲食業開設や建築行</p>	<p>1 新規法人設立届の提出者リストを諸税係に依頼し、給与支払報告書総括表発送時(12月)に提出を依頼するようにいたします。</p> <p>2 特別徴収未実施事業所リストを作成し、業種、従業員の勤務形態などから、特別徴収が可能と思われる事業所に対し、税制課と納税課が連携し、特別徴収の実施を指導する体制を確立し、計画的に実施できるよう検討いたします。</p> <p>平成21年1月より、未申告法人に対して催告状を発送し、申告を促しております。催告に応じない法人の中には既に解散や破産をしている法人もあり、このような法人も含め、現地調査や電話催促を行ってまいります。</p> <p>現状の情報把握に加え、平成20年9月より保健所関連では理美容業・飲食業更には医療関連業の開業情報及び建築行政課の屋外広告物の建築情報の取得を始めました。これにより、当市部</p>
	<p>財務部 税制課</p>	<p>第2 法人住民税に関して、申告書の提出及び納税を行っていない会社について、申告書の提出と納税を行うよう督促を行うべきである。</p> <p>法人市民税に関して、申告書を送付したが、申告書の提出及び納税を失念している会社については、申告書を提出するようにとの督促は行っていないとのことであるが、督促して申告書の提出及び納税を求めるべきである。</p>	<p>平成21年1月より、未申告法人に対して催告状を発送し、申告を促しております。催告に応じない法人の中には既に解散や破産をしている法人もあり、このような法人も含め、現地調査や電話催促を行ってまいります。</p>
	<p>財務部 税制課</p>	<p>第3 法人住民税の適正な課税のため、法人の新規設立等のデータ把握方法の多様化を図るべきである。</p> <p>法人住民税の適正な課税にあたり、もっとも困難な点が、市内に新規に設立された法人や新規に開設された事業所についての情報をいかに的確に収集するかということである。</p> <p>保健所の理美容・飲食業開設や建築行</p>	<p>現状の情報把握に加え、平成20年9月より保健所関連では理美容業・飲食業更には医療関連業の開業情報及び建築行政課の屋外広告物の建築情報の取得を始めました。これにより、当市部</p>

87	<p>財務部 税制課</p> <p>財務部 税制課</p> <p>財務部 税制課</p>	<p>政課にある屋外広告物等の届け出などが資産税課にあるはずなので、こうした情報についても情報を共有し、市としての効率的な情報の運用が可能な体制の構築を図るべきである。</p> <p>さらに、外部との連携による情報収集にも努めるべきである。</p> <p>例えば、警察から古物商や風営法の情報などの入手が可能かどうかについても検討すべきである。</p> <p>第4 電子申告データと市民税システムの連動を早急に図るべきである。</p> <p>地方税も電子申告可能であるが、受取を電子申告で行っても、電子申告データがそのまま市民税システムに取り込まれるわけではなく、電子で受け取ったデータは業者に委託しパンチ入力により市民税システムに登録される手続きとなっている。</p> <p>今後電子申告件数が増加した場合に、このような手入力方式では、時間とコストがかかり過ぎる恐れが大きいことから、電子申告データを市民税システムに連動させるシステムを早急に構築すべきである。</p> <p>第5 (事業所税) 事業所用家屋貸付等申告書の提出を促進すべきである。</p> <p>上記申告書の提出の督促について、不動産所有者側の善意に頼っているように見受けられる。大規模施設のオーナーなどには積極的に提出の働きかけをするべきではないかと考える。</p> <p>第6 (事業所税) 事業所の設置情報の入手を組織化すべきである。</p> <p>各種広告やインターネットのHPから事業所の設置情報等を入手し、努力されている。しかし、その努力が担当者個人</p>	<p>署からのデータ把握はほぼ構築されました。</p> <p>また、外部の行政機関からは、平成21年2月より県税局の法人県民税情報と新潟市の法人市民税情報の突き合わせを始めました。</p> <p>今後は、外部からの情報収集について、どのような所からどのような情報が得られるのかを調査し、データ把握の多様化を図ってまいります。</p> <p>現在、個人住民税の給与支払報告書のみ、電子で受け取ったデータを媒体で経由させて、市民税システムに取り込んでおります。法人市民税や事業所税の手続きは、法人自ら申告し納税することとなっております。そのため、法人市民税や事業所税の申告を電子データとして取り込む際には、法人が申告と同時にすぐに電子納税できる範囲までシステムを構築しなければならないと考えており、今後電子申告の件数が増加した場合には、法人の利便性、新潟市側の事務処理の効率化と正確性、システム開発に係る費用とその効果を考慮し、電子申告データと市民税システムを連動させることを考えてまいります。</p> <p>左記の申告書は、条例上「事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者は、同申告書を提出しなければならない。」といった制約がありますが、大規模施設のオーナーに対し、同申告書の提出を働きかけてまいります。</p> <p>事業所税は外形標準(1000 m<sup>2</sup>または100人超)で課税をしているため、課税</p>
----	--	---	---





		<p>るシステムを採用することにより、受給者の便宜をはかるとともに行政事務の合理化・整合化の確保を実現すべきである。</p> <p>生活保護世帯が受けられる行政サービスを一覧化した統合申請書を新たに策定し、この統合申請書を、生活保護開始時にケースワーカーが世帯の意向を一括して確認するためのチェックリストとすることにより、「生活保護に係る申請の一本化」を実現し、その選択した所得基準行政サービスの申請に必要な書類や手続きを簡易化すべきである。</p> <p>第3 所得基準行政の単位としての「世帯」の判定についても各部署の運用に差がみられるところであるが、これについては実態に即した柔軟性のある形での統一的な判定基準を採用すべきである。</p> <p>「世帯の判定」は、各行政サービス部署の運用に任されているのが実情であり、市役所全体として統一されていない。</p> <p>基本的に所得基準でサービスの提供の有無を決する場合の所得判定の基本単位である「世帯」の判定は統一した基準により行うべきである。その際の基準は、形式的なものではなく、所得を考慮したサービスである制度の趣旨に照らし、実態に即した柔軟性のあるものであることが望ましい。</p>	<p>の申請時に、担当者が手続き上必要な書類を確認するためチェックリストを使用しながら業務にあたっており、その中に下水道使用料の減免や国保の脱退手続き等、減免制度の一部が含まれていません。</p> <p>しかし、生活保護世帯が受けられる行政サービス一覧を網羅したものまでにはいたっていないことから、今後は、行政サービスを一覧化したチェックリストを作成し、各種減免の申請書等を窓口で備えるなど、行政サービスの向上を検討します。</p> <p>「世帯」の判定については、各制度の法令、要綱、通知等に基づき判定を行っています。</p> <p>また、それぞれの制度の趣旨もあり、現行どおり運用します。</p>
89	<p>健康福祉部 健康福祉総務課 子ども未来課 保健所健康衛生課 及び 教育委員会 学務課</p>	<p>第4 行政サービス部署が、所得基準行政サービスを申請者の申請に基づき実施する際に、所得額の確認のため、市役所として有している市民の所得又は資産に係る情報を活用できる旨を条例に明記すべきである。</p> <p>行政サービス部署が、市民の所得又は資産に関する情報を市役所の他部署から入手する場合には、申請者からの「同意書」と提出を受けることをその要件としているが、市役所全体として相当の事務量となっている。</p> <p>また、市民としてもその作成・提出に手間がかかっている現状からみて、この「同意書」の提出を不要とするための条例の整備を行うべきである。</p> <p>具体的には、行政サービス部署が所得</p>	<p>新潟市個人情報保護条例第8条第1項第2号に基づき、個人の所得情報の閲覧については、「本人の同意」は必要であり、新たな条例を定めて一律に情報を得ることは適当ではないと考えられることから、従前どおりの取り扱いとします。</p> <p>なお、制度ごとの取り扱いは以下のとおりです。</p> <p>生活保護業務においては、保護の開始</p>

90		<p>基準行政サービスを申請者の申請に基づき実施する際に、所得額の確認のため、市役所として有している市民の所得又は資産に係る情報を活用できる旨を条例に明記すべきである。</p>	<p>決定にあたり、申請者の資産や収入の状況（預貯金、生命保険、年金等）について生活保護法29条に基づき調査を実施しています。これは、行政機関個人情報保護法第8条にいう「法令に基づく場合」及び個人情報保護法第23条第1号の「法令に基づく場合」に当たるものと解されます。しかし、この場合でも相手方は情報の提供を義務付けられているわけではなく、実際に提供することの適否は、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要があり、あくまでも提供は任意によるものとなっています。現状においても、金融機関や社会保険事務所などは本人の同意書がない場合は、回答を得られない状況となっています。このことから、生活保護業務においては、「同意書」の提出を不要とするための条例を整備しても、他機関への照会には必ず「同意書」が必要となります。</p> <p>保育料については、児童福祉法第56条第8号において、「本人又はその扶養義務者の収入の状況について、官公署に対し必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる」とされていますが、個人情報保護条例の趣旨を尊重し、引き続き「同意書」の提出を求めることとします。</p> <p>小児慢性特定疾患治療研究事業については、児童福祉法第56条第8号において、「本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。」とされており、条例の明記は必要ないと考えます。</p> <p>養育医療及び自立支援医療（育成医療）の給付事業については、法令に明記されておきませんので、所得情報等の閲覧については申請者からの同意をとることとしています。</p>
		B - 2 行政サービス部門に係る各論的	

	<p>健康福祉部 健康福祉総務課</p>	<p>指摘事項</p> <p>1 健康福祉部 査察指導員の的確な監督・指導のための措置が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・査察指導員の世帯訪問への同行については、ケースワーカーからの依頼によってのみで行うのではなく、査察指導員が抜打的にケースワーカーを指名して世帯訪問へ同行することにより、ケースワーカーの職務懈怠の隠蔽等について早期に把握する体制をとるべき。</li> <li>・査察指導員はケースワーカーの世帯訪問に十分な同行ができないのであれば、査察指導員の指示のもと必要に応じケースワーカー同士を世帯訪問に同行させることで、査察指導員の監督業務の補完を行わせるべきである。</li> <li>・生活保護世帯の変化について、査察指導員が長年にわたって更新されないデータをチェックすることができるようにするため、生活保護システムを改良し、システムから変化のない生活保護世帯を自動的にリストアップするような査察指導員の監督アシスト機能を付加することを検討してはどうかと思われる。</li> </ul> <p>生活保護に係る健康福祉総務課の福祉事務所への適切な監督業務のために、監督手順等に係るマニュアルや非違事例集を作成することが必要である。</p> <p>健康福祉総務課の福祉事務所への監督業務は、政令指定都市に移行後の新しい業務であり、早急にそのノウハウ等を国・県・他の政令指定都市から収集し、監督手順等に係るマニュアルや非違事例集を作成することなどが必要である。</p>	<p>査察指導員との同行訪問やケースワーカー同士の同行訪問は、問題ケースに対し日常的に行われているが、抜打的な方法は採っていません。</p> <p>福祉事務所の組織的なチェック体制の確立のためにも、今後、「健康福祉課長・保護課長会議」や「査察指導員会議」を通じて査察指導員がケースワーカーと抜打的に同行訪問を実施するよう指導するとともに、監査対象事項として実施状況を確認してまいります。</p> <p>長年にわたって更新されないデータをチェックする方法として、収入や世帯状況などの変動による認定変更が行われていない世帯をリストアップし、査察指導員が確認できるようなシステムを検討します。</p> <p>福祉事務所の監査は、厚労省通知（H12.10.25）「生活保護法施行事務監査の実施について」により、国が作成した「生活保護法施行事務監査事項」に基づき実施することを求められていることから、国の通知に従い国のマニュアルに沿って実施しています。</p> <p>非違事例集については、国が作成した「生活保護手帳別冊問答集」がありません。しかし、この問答集でも判断がつかないケースについては国へ疑義照会するなどに対応しています。今後は、過去に各福祉事務所であった事例を集め、市独自の非違事例集も作成します。</p>
91	健康福祉部 保育課	<p>保育課における保育料の算定に係る世帯の判定については、日常生活における祖父母からの金銭的な援助の程度を把握するなど、より実態に基づいた世帯の判断がなされるようにすべきである。</p> <p>保育課における保育料の算定に係る世</p>	<p>これまで実施してきた聞き取りによる実態把握を、さらに強化します。</p>

<p>健康福祉部 こども未来課</p>	<p>帯の判定については、生計を異にすると認められる6項目の事実による判定に加えて、日常生活における祖父母からの金銭的な援助の程度を把握するなど、より実態に基づいた世帯の判断がなされるようにすべきである。</p> <p>こども未来課の放課後児童健全育成事業（ひまわりクラブ使用料）については、申請者から同意書を得ることでシステムにより汎用連携DBから住民税データを抽出・閲覧するようできないか検討をすべきである。</p> <p>こども未来課の放課後児童健全育成事業（ひまわりクラブ使用料）については、申請者の負担軽減を考慮して、条例を整備して、システムにより汎用連携DBから住民税データを抽出・閲覧するようできないか、少なくとも申請者から同意書を得ることでこれが可能とならないかを検討すべきである。</p>	<p>ひまわりクラブの利用料については、平成21年度にシステム改修を行い、申請者から同意書を得ることで汎用連携DBから住民税データを抽出・閲覧するようにします。平成22年度の入会申込から対応します。</p>
<p>健康福祉部 高齢介護課</p>	<p>高齢介護課の高齢者あんしん連絡システム事業、高齢者福祉電話貸与事業及び老人日常生活用具給付等事業については、市民税担当部署から市民税賦課情報を電子データで入手する方式に切り替えるべきである。</p> <p>高齢介護課の高齢者あんしん連絡システム事業、高齢者福祉電話貸与事業及び老人日常生活用具給付等事業については、申請者から所得税額が分かる書類を提出させているが、必要な法令上の手当てをした上で、市民税担当部署から市民税賦課情報を電子データで入手する方式に切り替えるべきである。</p>	<p>今後、市民税賦課情報に基づく制度に切り替えてまいります。</p>
<p>健康福祉部 保健所健康衛生課</p>	<p>保健所健康衛生課における未熟児療育医療費給付事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業については、必要に応じ申請者から所得状況等についてわかる資料を提出させるなどして、より正確な所得の把握に努めるべきである。</p> <p>保健所健康衛生課における未熟児療育医療費給付事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業については、申請者の給与所得者からは源泉徴収票の提出を求めているが、これに加えて、転入者に対しては</p>	<p>所得証明の提出は、所得税が非課税の方が対象となります。所得税が非課税でかつ新潟市に所得についての情報が無い転入者については、それまで住民であった市町村の所得証明の提出を求めることとしています。</p> <p>納税証明書は「納税額の証明」であり、「課税証明」ではないため、確定申告している方からは、「確定申告の控」の写しを提出していただいております。</p> <p>特定不妊治療費助成事業につきまして</p>



		なされるべきである。	
--	--	------------	--